

## インターネットオークション上における 知的財産権侵害の現状の取り組みと今後

堤 隆 幸\*

**抄 録** インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会（CIPP）では、オブザーバーとして関係省庁を招き、権利者・権利者団体とインターネット事業者が一体となりインターネット上の知的財産権の侵害行為排除を目指して活動をしている。立場の異なるものが相互理解・尊重の上で協力し知的財産権の保護に取り組んでいこうとする活動は、「日本方式」と呼ばれ日本が先駆である。CIPPの活動や今後の取り組みの方向性などについて紹介する。

**Q 1** インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会とは何ですか？

**A 1** インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会（Council for Internet Property Protection on Internet, 以下「CIPP」）は、権利者・権利者団体及びインターネット事業者によって2005年12月に組織され、オブザーバーとして関係省庁に参加を頂き、主にインターネット・オークションでの知的財産権侵害物品流通防止策の決定及び当該侵害物品排除活動の効果検証を行っている団体です。

**Q 2** どのような方々がCIPPに参加されていますか？

**A 2** 権利者・権利者団体としては、コンピュータソフトウェア著作権協会・シャネル・日本国際映画著作権協会・日本動画協会・日本レコード協会・本田技研工業・ユニオン・デ・ファブリカン等が参加し、インターネット事業者としては、アイ・オークションネット・WIN・ガールズオークション・ディー・エヌ・エー・楽天オークション・ヤフー等が参加しています。又、関係省庁のオブザーバーと

して、警察庁・経済産業省・総務省・特許庁・内閣官房知的財産戦略推進事務局・文化庁に参加頂いています。

**Q 3** CIPPの構成や運営で特殊な面がありますか？

**A 3** 特徴は、権利者側幹事と事業者側幹事と幹事2者が存在し、下部組織も同様になっていることです。つまり、立場が異なることを互いに認識し、尊重した上で、双方の立場から同じく訴求する「知的財産権侵害物品流通防止」をそれぞれが行い、協同すべきは協同していこうとの考えで組織された協議会です。

諸法令を鑑みながら、権利者側は、消費者や自らの権利を保護する観点から発言し、事業者側は、利用者の利益保護、インターネットの発展や自らが持つ権限や責任の観点から発言します。それで問題はないように思われますが、ややもすると、双方が自分に有利な法令を基に主張を繰り返し、前進せずということになりかね

\* インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会共同幹事 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン 専務理事・事務局長 Takayuki TSUTSUMI

ません。例えば、日本以外の先進諸国では、係争に次ぐ係争という状況になっています。やっとな、「戦後」を考え始めた動きも見え始めましたが、本当の意味での相互協力が構築されるには至っていません。

私たちは、この相互協力の方法を「日本方式」と呼んでいます。インターネットの健全なる発展は必然を前提に、自らなすべき事をなし、お互いの立場を理解し、尊重し合うなかで「知的財産権侵害物品流通防止」をしようと努力しています。これが最大の特徴です。

**Q 4** CIPPの具体的な取組み内容は何ですか？

**A 4** CIPP規約には、(1) 知的財産権侵害品の流通に関する課題・問題について情報を共有すること、(2) 権利者・プロバイダの両者で対応が可能な課題・問題について、対応策の検討・実施をすること、(3) 課題・問題の中で、解決のために法制度の整備等が必要とされる事項については、権利者・事業者が協力してその実現に努力すること等の記載がありますが、具体的には以下のことを行っています。

プロバイダ責任制限法には、著作権関係ガイドラインと商標権関係ガイドライン等が存在しますが、明白な侵害行為があった場合のみ適用できるものです。例えば、侵害物品を販売する際に当該物品を販売する意味の隠語の記載があるのみで、具体的かつ明確な知的財産権侵害行為がない場合（「本物にこだわりのある方は、購入しないで下さい」等の記載がある場合）には、プロバイダ責任制限法に基づく送信情報の防止措置は執れません。このような隠語をリスト化し、CIPPでガイドラインを策定し、これを裏付けに利用規約違反を理由として送信情報の防止措置を執ることを行っています。

又、CIPPのガイドラインでは、事業者側が積極的に「不正出品対策として、出品数（取扱い

量）等、ビジネス規模の拡大に応じて相応の自主パトロール体制を構築すること」とし、権利者側は、「自主パトロールをする際の資料として利用するなど、サイト運営者が合理的な目的をもって協力を要請した場合は、開示可能な範囲に限って、情報提供に協力すること」としてあります。簡単にいうと、事業者側の「自主パトロール」の実施とそれに必要な権利者側からの「情報の提供」を規定しています。上記のような規定も法令によって定められているものではなく、「日本方式」の産物であると考えられます。

更に一年に一度、CIPPの活動や要望を取り纏めて「報告書」にして、内閣官房知的財産戦略推進事務局に提出するという活動も行っています。

**Q 5** インターネット・オークションでの知的財産権の侵害状況はどのような現状にありますか？

**A 5** CIPPでは、決定し実施した対策の効果を検証する活動も行っています。CIPPの会員が行った調査によると（表1参照）、2004年に60%を超えていた侵害品率（100の出品の内いくつが侵害物品であるかの率）が激減し、ディー・エヌ・エー・楽天オークション・ヤフーが運営する一群のオークションでは、2011年で0.74%の侵害品率となっています。

表にある三群とは、CIPPに参加していない事業者の集合体であり、協議会に参加している

表1 侵害状況検証結果（出展：インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会2011年度報告書より抜粋）

侵害品率		2009		2010		2011	
		検証数	侵害率	検証数	侵害率	検証数	侵害率
著作権	一群	7,433	1.22%	9,068	0.77%	9,007	0.90%
	二群	38	0.00%	161	1.86%	29	0.00%
	三群	19	0.00%	55	0.00%	4	50.00%
商標権	一群	4,540	1.28%	3,019	0.43%	4,517	0.42%
	二群	225	6.22%	242	1.65%	567	3.00%
	三群	451	69.62%	300	84.33%	400	99.25%
合計	一群	11,973	1.24%	12,087	0.69%	13,524	0.74%
	二群	263	5.32%	403	1.74%	596	2.85%
	三群	470	66.81%	355	71.27%	404	98.76%

か、知的財産権侵害物品防止活動を行っているかの結果は顕著です（二群は、協議会に参加しているものの、参加時期の遅れ等の事情から、対策の開始時期が遅い等の理由のある事業者の集合体です）。

「占有率等を鑑みるに、侵害品対策の進んだ権利者の侵害物品は、オークション上にはほとんど存在しないといっても過言ではない状況」にあります。しかし、問題点も存在します。

侵害品対策を積極的にすすめていない権利者の侵害物品は、オークション上に多く存在するかもしれないということです。なぜあやふやな表現になるのかというと、権利者が侵害品といわぬ限り侵害品とはわからないし、どれだけあるのかわからないという理由です。言うまでもなく排除することもできません。消費者から侵害物品ではないのかとの指摘があるブランド等で権利者が送信情報の防止措置依頼がないものについては、権利者にコンタクトをとって対応を求めるということを行っています。

**Q 6** 今後の取り組みの方向性について教えてください。

**A 6** 当協議会は、第一に対処すべきはオークションとの考え方で現在までは活動をしてまいりました。しかし、侵害品率等を鑑みるに、「侵害品対策の進んだ権利者の侵害物品は、オークション上にはほとんど存在しないといっても過言ではない状況」に至っています。今後、拡大してショッピング・モールでの侵害品流通を防止する活動を模索していきたいと考えています。

ショッピング・モールをCIPPが活動対象としていないからといって、権利者や事業者が何もしてないわけではありません。CIPPとは別に各自なすべき事はなし、協力すべきは協力し積極的に行ってきています。しかし、オークションと異なる状況がCIPPと同種の対策を執り

にくくしてきたという事実もあり、オークションと比較した場合、対策が不十分であるとの意見もあります。

ショッピング・モールでは、送信画面情報から侵害品と判断できるものが少ないというのが第一の障壁になります。つまり、基本的には侵害品が販売されているのか否かの確認のため物品を購入しなくてはならない、費用が必要になる、時間がかかるということになります。

また、オークションは趣味もしくはそれが発展したものと捉えられますが、ショッピング・モールの店舗は、それで生計を立てていると捉えられます。そのため、事業者と店舗の間により強固な契約が存在しています。これが、第二の障壁となります。

ショッピング・モール対策を実施していくためには、商品の購入や契約の裏付けによる店舗の存在する権利に対する配慮が必要であり、時間がかかるということです。

しかし、安心なインターネットでの売買を実現するためにはこの問題を避けて通ることはできないと考えています。

**Q 7** インターネットでの知的財産権侵害物品流通を防止・阻止する上で何が重要ですか？

**A 7** 権利者と事業者の協力なしでは、本当の意味でのインターネットでの知的財産権侵害物品流通の防止・阻止はなしえないことを認識することが重要です。

当初、権利者は「侵害品があるから送信情報の防止措置を執れ」、事業者は「出品場所を貸しているだけで責任はない」と言い合いました。極論すると、権利者にいわせればインターネットの存在自体が悪ですし、事業者にいわせれば、侵害物品の存在・ブランド等の存在が悪という理屈になってしまいます。一歩も前進をしなかったのが実際です。そもそもインターネットと



はどのようなものであるのか、ブランドとは何なのか、知的財産権とは何であるのか、通信関連法規などの関連法規との関係はどうか、消費者・利用者の利益はどうかということとをそれぞれが理解し合うことで、状況が改善へ進み出しました。

具体例として、どのタイミングで、誰が、出品物が侵害品なのかの確認を行うのかについて考えてみます。

権利者は、出品物がインターネットに公開される前に、事業者により侵害品でないことのチェックがなされることを望むことになるでしょう。逆に、事業者は、出品は自動的に公開され、侵害品は事後に権利者からチェックされることを求めることになるでしょう。

ここで、一度システムを構築してしまうと、基本コンセプトを改変することは容易でないという事実を直視してみます。権利者がシステム改変を求めないとすると、事業者側は出品後に自主パトロールを行うべきではないかと、新たな方向性が打ち出せます。もちろん、そうすると自主パトロールがなされる合間に出品・落札されてしまうものも新たに考慮に入れなければなりません。取りあえず前進が必要と考え実施してみると、Q5で述べた「0.74%の侵害品率」となり、権利者側として満足できるとまではいえないものの、妥協できる数値に至っています。

このように互いの前提を改めて説明することで、相互の立場を少しずつですが理解し、社会的に求められる状況を認識し始め、相互の立場を尊重し合い、現在に至っています。

権利者が権利の上に座し何もしないでは、侵害物品はなくなりません。そもそも、侵害品がある事実すら事業者に認識されません。その認識のない事業者に対策を執れとはいえません。

権利者のみが働き、事業者が何もしないでは侵害物品の流通は防止・阻止できません。事業者が人員を確保し、自主パトロールを実施して

現状に至っています。2011年のCIPPの報告書によれば、権利者からの送信情報の防止措置依頼件数は、著作権・商標権合計で74,245件で、事業者がパトロール等をして自主的に送信情報の防止措置を執った件数は、217,844件になります。単純な比率に引き直してしまうと、全体の75%は、事業者の自主努力によるものです。

現在CIPPは、立場の違うもの同士、それも明日は係争の相手同士になったかもしれないものが、その緊張感の中で協力をしあう場所として存在しています。

**Q 8** JIPA会員企業へ要望はありませんか？

**A 8** 国内外の事業者に対して状況の改善を求められるとき、是非、前段の内容を踏まえた上で交渉をして頂きたいと考えています。CIPPは、「日本方式」での対策が有効であると考えていますし、これは、係争を繰り返す国外に対して特に強調したいと考えています。係争のような華やかさに欠けますが、無駄な時間や費用の浪費は回避でき実効的です。法律的に不明瞭な点や判例がないような事案は、回避できなかった係争の判例等を参照すれば良いのです。是非、日本での経験を海外で役立てて頂ければと願っております。

次に、CIPPの権利者会員として申し上げます。JIPA会員企業の方の中にインターネット上での侵害物品流通防止対策が不十分だと考えられている方がおられるようでしたら、是非、CIPPへご参加頂けたらと思います。通常、状況がひどい周辺国への対策に活動が傾きがちです。しかし、自国内の対策が不十分では他国にものがいえません。周辺国で流通している侵害品が日本に流入しているという事実もあります。これらの点に留意を頂き、ご検討を頂きたいと考えています。

(原稿受領日 2013年4月17日)